

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(通称:公益認定法)」の改正が令和6年5月22日に公布、今年4月1日に施行され、公益認定の基準として外部理事及び外部監事の設置が義務付けられたことや公益法人会計基準等が見直されたため、以下の通り定款及び規程を変更します。

定款の変更(案)

改正(案)	現行
(権限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事等の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (役員の設置) 第19条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 35名以上51名以内 (2) 監事 3名 2 理事のうち1名を会長とする。 3 会長以外の理事のうち、5名以内を副会長とする。 4 会長及び副会長以外の理事のうち、10名以内を常任理事、1名を専務理事、6名以内を常務理事とする。 5 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項及び前項の副会長、常任理事、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。 (役員の選任) 第20条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。<u>ただし、理事のうち1名及び監事のうち1名を正会員以外から別途選任し、それぞれを外部理事、外部監事と称する。</u> 2 会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 3 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。 4 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 (報酬等) 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び外部理事、外部監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。 (事業報告及び決算) 第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) <u>正味財産増減計算書損益計算書(活動計算書)</u> (5) <u>貸借対照表及び正味財産増減計算書損益計算書(活動計算書)</u>の附属明細書	(権限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (役員の設置) 第19条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 35名以上51名以内 (2) 監事 2名 2 理事のうち1名を会長とする。 3 会長以外の理事のうち、5名以内を副会長とする。 4 会長及び副会長以外の理事のうち、10名以内を常任理事、1名を専務理事、6名以内を常務理事とする。 5 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項及び前項の副会長、常任理事、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。 (役員の選任) 第20条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。 2 会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 3 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。 4 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 (報酬等) 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。 (事業報告及び決算) 第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (6) 財産目録

(6) 財産目録 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 <u>に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類</u> —(公益目的取得財産残額の算定)— 第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。 <u>*第37条～第40条(現行通り)</u> 第421条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 (残余財産の帰属) 第4342条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。 <u>*第43条～第46条(現行通り)</u>	2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 (公益目的取得財産残額の算定) 第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。 <u>*第38条～第41条(条文省略)</u> 第42条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 (残余財産の帰属) 第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。 <u>*第44条～第47条(条文省略)</u>
---	---

理事及び監事の報酬に関する規程の変更(案)

改正(案)	現行
(総則) 第1条 本規程は、公益社団法人大阪府建築士会(以下、「本会」という。)の定款第25条に定める理事及び監事、<u>外部理事、外部監事</u>の報酬の支給基準について定める。 (報酬) 第3条 常勤の理事に対して、一人あたり年俸1,000万円を上限として支給することができる。 2 報酬金額については、理事の職務の内容・執行及び本会の収支の状況等を勘案して、会長が理事会の承認を得て決定する。 3 <u>外部理事及び外部監事に対して、一人あたり月額9,800円及び交通費を支給する。</u> 4 報酬は、所得税その他法令等により徴収すべき金額を控除のうえ支給する。	(総則) 第1条 本規程は、公益社団法人大阪府建築士会(以下、「本会」という。)の定款第25条に定める理事及び監事の報酬の支給基準について定める。 (報酬) 第3条 常勤の理事に対して、一人あたり年俸1,000万円を上限として支給することができる。 2 報酬金額については、理事の職務の内容・執行及び本会の収支の状況等を勘案して、会長が理事会の承認を得て決定する。 3 報酬は、所得税その他法令等により徴収すべき金額を控除のうえ支給する。

公益社団法人大阪府建築士会 定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人大阪府建築士会（以下「本会」という）と称する。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、建築士の品位の保持及び業務の進歩改善に資するために、建築技術に関する研修並びに指導及び連絡に関する事務を行うことを通して、建築物の災害等から府民の生命及び財産の保護、建築物に係る府民の利益の擁護及び増進並びに建築文化の振興を図り、社会に貢献することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）府民のための建築相談・助言等の情報提供
- （2）府民への防災啓蒙や耐震化促進・評価に関する事業
- （3）建築士・府民等に向けた建築情報の提供
- （4）建築士と府民等が連携するまちづくり等の地域活動
- （5）建築物・まちなみを評価し表彰する制度の推進
- （6）建築士試験及び建築士登録等に関する事務
- （7）専攻建築士制度及びCPD制度の運用
- （8）建築に関する知識・技術を習得する講習会等の実施
- （9）官公庁等との連携・受託等による公的支援活動
- （10）その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

第3章 会員

（本会の構成員）

第5条 本会は、本会の目的及び事業に賛同して入会した次の会員をもって構成する。

- （1）正会員 建築士法に規定された建築士
 - （2）準会員 建築士を目指す者
 - （3）特別準会員 建築士の業務に協力する者
 - （4）賛助会員 本会の目的事業を賛助する法人
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3 正会員は、総会における議決権及び役員の被選挙権を有する。

（会員の資格の取得）

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を経た会員としての効力は、次条に定める入会金及び会費を納めたときに生ずる。

（経費の負担）

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、会員になった時、総会において別に定める入会金を支払う義務を負う。

- 3 既に納入した拠出金品は、返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

ただし、本会に対する未納金のあるときは、これを完納しなければならない。

- 2 前項の退会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の退社とする。

（除名）

第9条 本会は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- （1）この定款その他の規則に違反したとき
- （2）本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- （3）その他、除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）第7条の支払義務を履行しなかったとき
- （2）総正会員が同意したとき
- （3）当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総会

（構成）

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- （1）会員の除名
- （2）理事及び監事の選任又は解任
- （3）理事等の報酬等の額
- （4）貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- （5）定款の変更
- （6）解散及び残余財産の処分
- （7）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、他の出席正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合にはこれを出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 35名以上51名以内
- (2) 監事 3名

- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち、5名以内を副会長とする。
- 4 会長及び副会長以外の理事のうち、10名以内を常任理事、1名を専務理事、6名以内を常務理事とする。
- 5 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項及び前項の副会長、常任理事、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。ただし、理事のうち1名及び監事のうち1名を正会員以外から別途選任し、それぞれを外部理事、外部監事と称する。

- 2 会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及び使用人が含まれてはならない。

また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、会務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会務を分担執行する。
- 4 会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を執行する。
- 6 専務理事は、業務執行理事として本会の常務を統括する。
- 7 常務理事は、本会の常務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 理事及び監事は再任することを妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び外部理事、外部監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長、顧問、相談役)

第26条 本会に任意の機関として、1名以上3名以内の名誉会長、1名以上5名以内の顧問及び1名以上5名以内の相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長は、本会の会長の職にあった者で、総会の決議により会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。
- 3 顧問は、理事会の決議により会長が委嘱し、本会の運営について会長の諮問に応じる。
- 4 相談役は、理事会の決議により会長が委嘱し、本会の運営について相談に応じる。
- 5 名誉会長、顧問、相談役の任期は、第23条を適用する。
- 6 名誉会長、顧問、相談役の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第31条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 本会は保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事会の決議は、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了

後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

(基金)

第37条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、本会が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(特別会計)

第38条 本会は、理事会の決議により特別会計を設けることができる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総

会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 44 条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 職員の任免は、会長が行う。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 45 条 この定款の施行に必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第 12 章 附則

(附則)

第 46 条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の会長は岡本森廣とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

《変遷》

昭和 27 年	3 月 29 日	設立総会
昭和 32 年	10 月 19 日	社団法人設立総会
昭和 32 年	12 月 16 日	社団法人設立認可
昭和 36 年	3 月 30 日	一部変更認可 (評議員定数)
昭和 37 年	6 月 1 日	一部変更認可 (会費前納)
昭和 39 年	6 月 1 日	一部変更認可 (理事定数、常任理事)
昭和 40 年	5 月 28 日	一部変更認可 (準・協力会員)
昭和 41 年	6 月 1 日	一部変更認可 (名誉会員)
昭和 42 年	7 月 31 日	一部変更認可 (第 31 条 2 項)
昭和 45 年	2 月 25 日	一部変更認可 (第 8 条 2・3 項)
昭和 47 年	6 月 9 日	一部変更認可 (常任理事)
昭和 49 年	4 月 16 日	一部変更認可 (名誉会員、相談役)
昭和 53 年	12 月 13 日	全面改訂認可 (標準定款)
昭和 54 年	2 月 6 日	一部変更認可 (理事定数)
昭和 57 年	6 月 21 日	一部変更認可 (事務所所在地)
平成 元年	2 月 27 日	一部変更認可 (事務所所在地)
平成 4 年	6 月 29 日	一部変更認可 (理事定数)
平成 6 年	1 月 18 日	一部変更認可 (事務所所在地)
平成 13 年	7 月 2 日	一部変更認可 (入会金、特別準会員)
平成 18 年	6 月 23 日	一部変更認可 (正会員定義、会計基準)
平成 19 年	7 月 5 日	一部変更認可 (罰則処分、除名除籍を区別)
平成 19 年	10 月 29 日	一部変更認可 (事務所所在地)
平成 20 年	1 月 4 日	移転登記完了 (実移転完了日)
平成 25 年	4 月 1 日	全文変更認定 (公益社団法人移行登記)
令和 7 年	5 月 28 日	一部変更認可 (公益認定法改正に伴う変更)

理事及び監事の報酬に関する規程（案）

公益社団法人大阪府建築士会

（総則）

第1条 本規程は、公益社団法人大阪府建築士会（以下、「本会」という。）の定款第25条に定める理事及び監事、外部理事、外部監事の報酬の支給基準について定める。

（定義）

第2条 理事を常勤及び非常勤に区分する。

- 2 常勤とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- 3 非常勤とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。

（報酬）

第3条 常勤の理事に対して、一人あたり年俸1,000万円を上限として支給することができる。

- 2 報酬金額については、理事の職務の内容・執行及び本会の収支の状況等を勘案して、会長が理事会の承認を得て決定する。
- 3 外部理事及び外部監事に対して、一人あたり日額9,800円及び交通費を支給する。
- 4 報酬は、所得税その他法令等により徴収すべき金額を控除のうえ支給する。

（報酬月額）

第4条 常勤の理事の報酬は、年俸の12分の1を報酬月額として毎月支給する。

- 2 報酬月額の算定において生じた100円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

（通勤に要する費用）

第5条 常勤の理事の通勤に要する実費を支給する。

（細則）

第6条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

（附則）

第7条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

《変遷》

令和7年5月28日 一部変更認可（外部理事、外部監事の報酬及び交通費）

令和7年度 役員(理事及び監事)の改選

役員を選任決議を受ける者

役職	氏名	勤務先
理事	飯田 英二	(株) I M O デザイン 代表取締役
	一本 久次	いちもと建築事務所 代表
	上田 茂久	(株) 上田茂久・建築設計工房 代表取締役
	岡本 森廣	(株) 長田建築事務所 顧問
	荻窪 伸彦	(株) 安井建築設計事務所 新ビジネス推進部 専門役
	川北 武志	川北建築工房 代表
	小崎 重人	(株) 小崎構造設計事務所 代表取締役
	小谷 美樹	積水ハウス(株) 技術管理本部 エグゼクティブ・スペシャリスト
	佐賀 弥章	(株) S A 建築まち設計 代表取締役
	篠原 大樹	東洋建設(株) 建築部 見積課 課長代理
	高原 浩之	(株) H T A デザイン 事務所 代表取締役
	嶽下 康弘	(株) Studio REI 代表取締役
	竹原 麻衣	(株) リバ大工務店 代表取締役
	田代 加奈	(株) 環 取締役
	田鍋 稔	鹿島建設(株) 建築設計部 デジタル設計G 副部長
	田端 寿美	T-CUBE 代表
	中北 力	(株) 中北建築事務所 専務取締役
	中島 薫	ナカジマ建設(株) 代表取締役
	中嶋 節子	京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授
	春岡 須磨子	春設計室 室長
	平井 浩之	大成建設(株) 設計本部 副本部長
	北條 豊和	(一社) 環境文化史創造研究所 理事長
	前田 利文	(株) 浅沼組 大阪本店 建築部 品質管理室 長
	宮田 哲	(有) エム・アイ 建築事務所 代表取締役
	横関 万貴子	一級建築士事務所 有限会社 ネオジオ 取締役
監事	神保 勲	(株) 神保塗装 代表取締役
	北野 幹夫	日本ERI(株) 大阪支店 確認部
外部監事	井上 智英子	井上会計事務所 代表

留任の役員

役職	氏名	勤務先
理事	相原 康隆	栗原工業(株) 工事統括本部 工事部 工事支援グループ 課長
	石貴 方子	パナソニックハウジングソリューションズ(株) デザインセンター 暮らし・エンジニアリングデザイン 部長
	岩岸 克浩	(株) イワギン 取締役
	岡崎 雅	(株) アーキ・プランニング・オフィス 代表取締役
	北野 哲也	(公財) 堺市産業振興センター 主査
	黒川 宗範	(株) 大林組設計本部 大阪建築設計第一部長
	河野 学	関西学院大学神戸三田キャンパス 事務室 教育技術職員
	児玉 敬志	(株) 大建設 大阪事務所 第1設計室 室長
	信藤 勇一	(一社) 文化資産デザイン研究推進機構 代表理事
	勢力 靖	(株) 小緑組 設計部長
	曾我部 千鶴美	With 建築工房 一級建築士事務所 代表
	田中 克之	Atelier AT 一級建築士事務所 所長
	徳岡 浩二	(株) 徳岡設計 代表取締役社長
	西野 智子	ZERO&NiS 一級建築士事務所 代表
	橋口 新一郎	(株) 橋口建築研究所
	牧田 武一	(公社) 大阪府建築士会 専務理事
	松下 典央	(株) 昭和設計 執行役員 プロジェクトマネジメント部長
	萬川 幹夫	萬川建築設計事務所 所長
	水谷 敢	(株) Ms 代表取締役
	武藤 優哉	(株) 東畑建築事務所 設計室 技師
	横田 友行	(株) 能勢建築構造研究所 相談役